

県民意見の募集について

計画等の案の名称	静岡県盛土等の規制に関する条例及び施行規則の一部改正（案）
意見募集の趣旨	<p>静岡県盛土等の規制に関する条例（以下「盛土条例」という。）は、災害の防止と生活環境の保全を目的としています。</p> <p>令和7年5月26日に予定している、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）による規制の開始に伴い、災害の防止の規制は盛土規制法に委ね、生活環境の保全の規制に係る手続きの合理化を図るため、盛土条例及び施行規則の一部を改正します。</p> <p>このたび、条例及び施行規則の改正案の骨子を取りまとめましたので、広く県民の皆様の御意見を募集します。</p>
意見の提出期間	令和6年12月6日（金）から令和6年12月26日（木）まで（必着）
意見の提出方法	<p>郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（書式自由）を提出してください。</p> <p>なお、御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>1 郵送の場合 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号（県庁西館6階） 静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-3553</p> <p>3 電子メールの場合 moridol10@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	<p>静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課 電話番号 054-221-2137</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> 御意見に対する県の考え方は、類似する御意見をまとめた上で、県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して、個別には回答いたしませんので御了承ください。 電話での御意見は御遠慮ください。必ず上記「意見の提出方法」によっていただきますようお願いいたします。